

町内会・自治会デジタル化推進補助金交付要綱

(総則)

第1条 町内会・自治会デジタル化推進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、本市内の町内会、自治会、連合町内会又は連合自治会(以下「町内会・自治会等」という。)のうち市長が認めるものであって、この要綱の規定による補助金の交付を3回以上受けておらず、かつ、交付の決定を、補助金の申請をしようとする日の属する年度において既に受けていないものとし、その補助対象となる事業は、町内会・自治会等の負担軽減、情報発信等を目的とし、町内会・自治会等の活動に情報通信技術を活用する事業(以下、「デジタル化推進事業」という。)とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、デジタル化推進事業の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、各号のいずれかに該当する経費について、補助の対象としない。

- (1) デジタル化推進事業のための直接的経費と認められないもの
- (2) 個人の利用に留まるもの又は個人の利用とデジタル化推進事業での利用を切り分けることのできないもの
- (3) 事業の実施内容と比較して、社会通念上著しく高額と認められるもの
- (4) この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の補助金等の交付（減免措置等を含む。）を受けている、又は受ける予定のあるもの

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、経費の総額の2分の1の額とし、十万円を上限とする。ただし千円未満は切り捨てとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものと

する。

- (1) 見積書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書・決算書
- (2) 領収書等の支払関連資料の写し
- (3) 対象経費として申請した内容について、町内会・自治会等のデジタル化推進事業に利用していることが客観的に判断できる画像等

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、民生局地域支援部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条第1項関係)

デジタル機器の整備	パソコン・タブレット・プリンタ・プロジェクタ・ケーブル・スクリーン・web カメラ等や付属品の購入費
	デジタル機器の長期保証サービス料
	通信機能付タブレット端末等の月額利用料
町内会館等のインターネット環境整備	インターネット回線工事費
	インターネット回線利用料
	インターネット環境整備に必要な機器の購入費(Wi-Fi ルーター、モバイルルーター等)
	Wi-Fi ルーター、モバイルルーター等の回線利用料やレンタル費用
アプリ・web サービス	LINE 等アプリ・web サービスの利用料、SNS の有料プラン利用料
ホームページ制作・運用	ホームページ制作にかかる費用
	ホームページ運用・保守費用
キャッシュレス決済の導入	キャッシュレス決済の導入にかかる費用
導入研修等の開催	町内会・自治会等会員向けデジタル講習会等の講師謝礼
	講習会等のための会議室利用料(付帯設備利用料を含む)
	デジタル化の取組や会員向け研修のための参考図書購入費
インターネットセキュリティの整備	インターネットセキュリティソフト等の購入にかかる費用
	インターネットセキュリティソフト等の利用料
その他	その他、市長がデジタル化推進事業の実施に必要と認める費用